

芽室町不登校支援システム Ver.2

誰一人取り残すことなく、

すべての子どもたちの可能性を引き出す教育



芽室町教育委員会

芽室町不登校支援システム Ver.1

第1章 システム策定の背景

- 1-1 不登校とは P1
- 1-2 芽室町の推移、国の推移 P1
- 1-3 芽室町発達支援システムとの接続 P3

第2章 芽室町不登校支援システムの概要

- 2-1 本支援システムの対象 P4
- 2-2 ねらい P4
- 2-3 リスク要因と保護要因 P4
- 2-4 システムの組織相関の概要図 P6
- 2-5 取り組みの概要図 P7
- 2-6 スローガン P7

第3章 アセスメントとリスクマネジメント

- 3-1 アセスメントの全体像 P9
- 3-2 予防のためのアセスメント P10
- 3-3 早期発見のためのアセスメント P12
- 3-4 初期対応・中長期対応のためのアセスメント . . . P13
- 3-5 なぜ客観的指標を使うのか P14

第4章 初期対応

- 4-1 対象児童生徒の特定 P15
- 4-2 登校渋る5つのカテゴリ P15
- 4-3 ケース会議の開催 P15
- 4-4 初期対応の流れ P17
- 4-5 対応ステージチェック P18
- 4-6 学校についての質問紙 SRAS-C P19
- 4-7 個別支援計画 P19
- 4-8 保護者配布用資料 P20
- 4-9 保護者対応に共通する重要なポイント P21

第5章 中・長期対応

- 5-1 対象児童生徒の特定 P24
- 5-2 ケース会議の開催 P24
- 5-3 中長期対応の流れ P24
- 5-4 型どおりでない、クリエイティブな支援 P25
- 5-5 保護者支援 P26
 - 5-5-1 学校の組織的な対応 P26
 - 5-5-2 スクールライフアドバイザー P26

5-5-3	地域コーディネーター	P27
5-5-4	ペアレントメンター	P27
5-5-5	欠席児の連絡体制	P28
5-6	学校以外の居場所支援・学習支援・進路支援	P28
5-6-1	芽室町における地域資源 表	P28
5-6-2	教育支援センターゆうゆう	P28
5-6-3	就学指定校変更	P29
5-6-4	民間事業所	P29
5-6-5	家庭でのICTを活用した支援	P30
5-6-6	メタバースでの支援	P30
5-7	安否確認	P31
5-8	次のライフステージの支援者との引継ぎ	P32
5-6-5	別紙1	P33
5-6-5	別紙2	P35

第6章 予防の取組

6-1	予防とは	P37
6-2	予防をアセスメントする	P37
6-3	学力	P37
6-4	人間関係	P38
6-5	中核となる校内組織の情報共有	P38
6-6	ライフステージをまたぐ際の取り組み	P38
6-6-1	幼保小連携	P38
6-6-2	小中連携	P39
6-7	非認知スキルの育成	P39
6-8	ストレスマネジメント教育・自殺予防教育	P40
6-9	学校でできるその他の予防策	P40
6-9-1	長期休業日明けの工夫	P40

様式

・芽室町 多様な学び個別支援計画 様式・記載例

保護者配布用資料

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・対応ステージチェック | ・学校についての質問紙 SRAS-C |
| ・休養期・充電期って？ | ・ゲームをどうするか |
| ・起立性調節障がいって？ | ・HSC って？ |
| ・昼夜逆転したら | ・進路を知ろう |
| ・教育支援センターゆうゆう | ・ペアレントメンターとは |
| ・芽室町地域資源表 | ・復学きっかけアイデア集 |

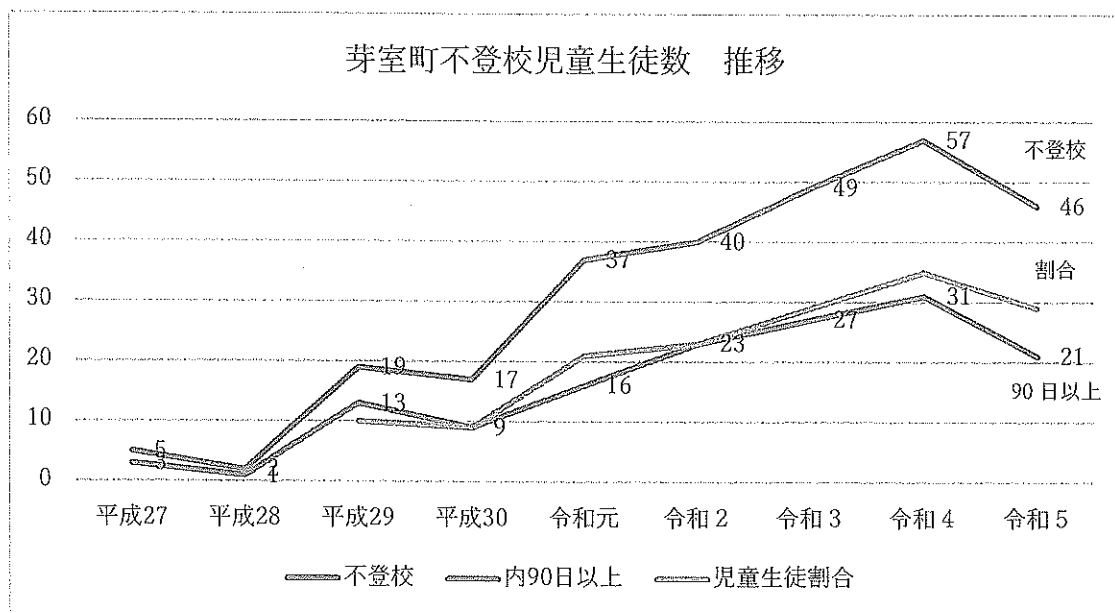
本支援システムは、各学校が不登校対応の流れや役割分担を明文化するための指針として使用することができます。様式、資料は保護者とのケース会議の際にご活用ください。

第1章 システム策定の背景

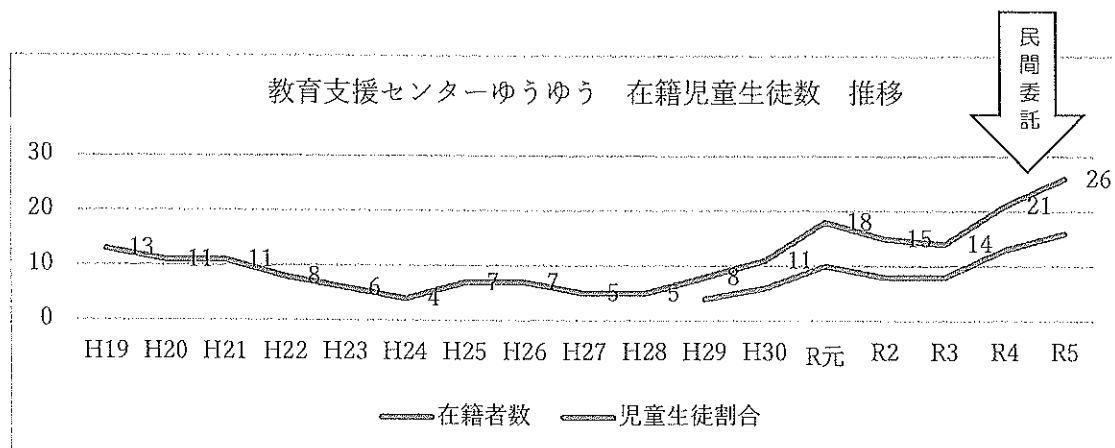
1-1 不登校とは

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）ために年間30日以上欠席した者をいいます。（文部科学省「学校基本調査」「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）

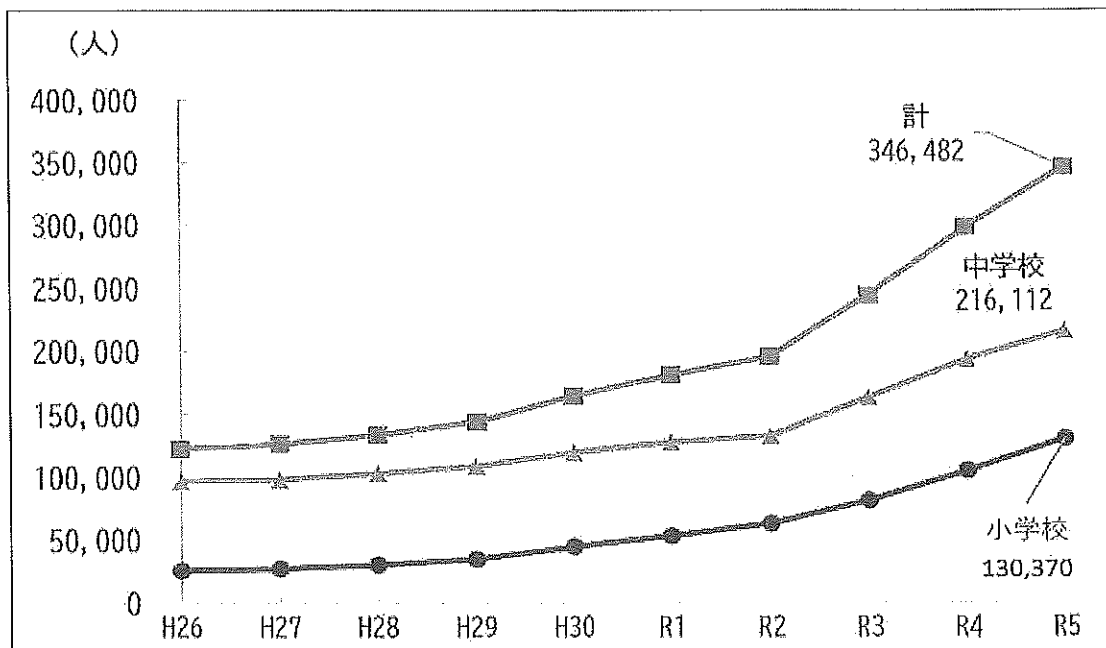
1-2 芽室町の推移、国の推移



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文科省調査）



国の推移



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文科省調査)

不登校児童生徒について把握した事実

	不登校児童生徒数	いじめの被害の経験や相談があった	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の経験や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の経験や相談があった	学業の不振や継続的な遅れの未提出が認められた	学校の定時等に関する相談があった	転入・退学時の不適応による相談があった	家庭生活の変化に関する経験や相談があった	親子の関わり方に関する問題の経験や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび・非行に関する経験や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつ等の相談があった	個別の配慮(障害(疑い含む)以外)についての求めや相談があった	障害(疑い含む)に関する個別な教育的支援の求めや相談があった
小学校	130,370	2,311	14,951	5,791	19,124	2,622	4,285	12,131	22,116	31,937	7,911	42,691	29,549	11,454	11,094
		1.8	11.5%	4.5%	14.7%	2.0%	3.3%	9.3%	17.0%	24.5%	6.1%	32.7%	22.7%	8.8%	8.5%
中学校	216,112	2,111	31,021	4,551	33,423	4,223	9,893	12,851	20,854	47,701	8,611	59,611	50,643	12,876	11,971
		1.0	14.4%	2.1%	15.5%	2.0%	4.5%	5.9%	9.6%	22.1%	4.0%	27.6%	23.4%	5.9%	5.5%
合計	346,482	4,422	45,972	10,342	52,547	6,845	13,931	24,982	42,970	79,638	11,622	102,302	80,192	24,330	22,965
		1.3%	13.3%	3.0%	15.2%	2.0%	4.0%	7.2%	12.4%	23.0%	3.3%	29.2%	23.1%	7.0%	6.6%

・芽室町・国のいずれにおいても、小学校高学年から増加の傾向が強まり、中学校において多い現状です。

・芽室町・国のいずれにおいても、不登校児童生徒について把握した事実では、「いじめを除く友人関係」「学業の不振」「親子の関わり方」「無気力」「不安」の5項目にポイントが高いです。

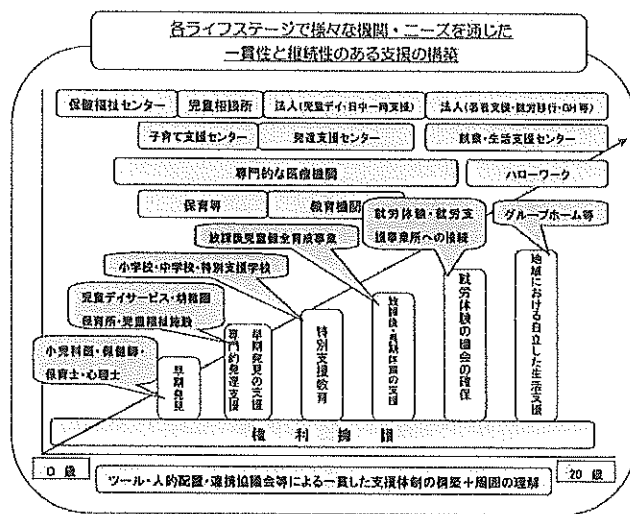
1-3 芽室町発達支援システムとの接続

芽室町発達支援システムとは、発達支援を要する方へ、乳幼児期から就労期まで一貫性と継続性のある支援を保障する芽室町における「つなぎ」の仕組みを総称したものです。

- 1) 保健・保育・教育・福祉・医療・就労の関係機関間、または外部機関協力を仰ぐ「横の連携」による支援の一貫性の提供。
- 2) 出産前から学齢期、さらに就労に至るまで、ライフステージをまたぐ「縦の連携」による支援の継続性の提供。

このシステムは、障がいのあるなしに関わらずすべての子どもの発達が保障され、自立に向けた取り組みがライフステージごとにちりばめられています。特に学齢期においては、関係機関間の連携を目指し、子育て支援課と教育推進課に現職教諭を割愛し、地域コーディネーターとして配置しています。

学齢期における「不登校」においても、このシステムのもと、児童生徒や保護者を支え、課題解決し、その先の自立的な将来を見据えた支援連携を行います。

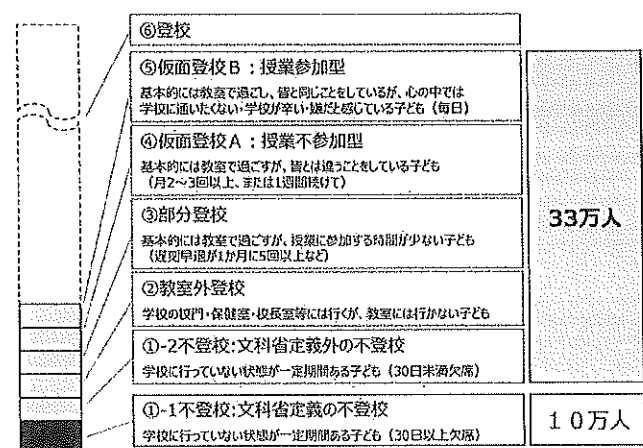


第2章 芽室町不登校支援システムの概要

2-1 本支援システムの対象

文科省定義（P1 参照）に合致しない、30 日未満欠席、別室登校、部分登校、学校以外の通所が登校日数と認められている、著しい登校渋りなどを含め、「登校に困難を抱える児童生徒」を対象とします。

日本財団「不登校傾向にある児童の実態調査」（2018 年）では、文科省定義の 3 倍以上、登校に困難を抱える児童生徒がいると報告しています。



2-2 ねらい

登校に困難を抱える児童生徒への支援に関して、芽室町立学校が組織的に対応し、計画的な見通しを児童生徒・保護者と共有し、必要に応じて保健、医療、福祉、労働等の様々な関係機関と連携することにより、複合的かつ総合的に支援を実施するシステムを構築することで、登校に困難を抱える児童生徒へ多様な学びを保障し、学びを止めないことを目的とします。

2-3 リスク要因と保護要因

不登校につながりやすい要素を「リスク要因」、不登校につながりづらくする要素を「保護要因」とします。

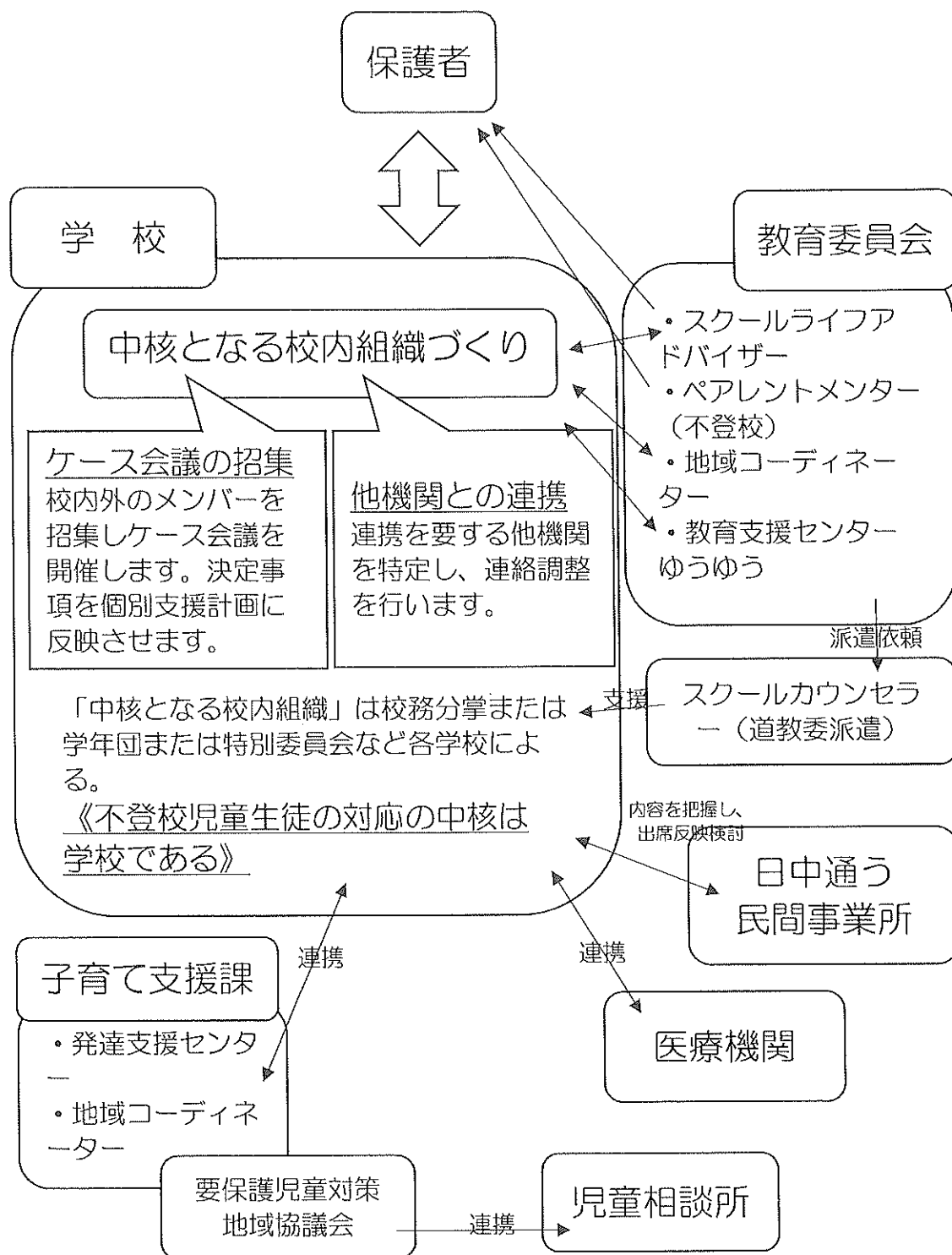
近年、疫学調査や社会学の領域で、次ページのようなリスク要因と保護要因が、子どもの将来の行動と密接につながりがあることが定説となりました。

登校に困難を抱える様子がはっきりしてきた児童生徒へのアプローチを組織的・計画的に行うための整理に併せて、科学的にわかったリスク要因と保護要因にそったアプローチを整理することで、登校に困難を抱える様子が顕在化していない児童生徒も対象とした不登校対策を行います。様子が顕在化していない児童生徒への不登校対策とは、リスク要因を減らすアプローチをし、保護要因を増やすよう努めることに尽きます。

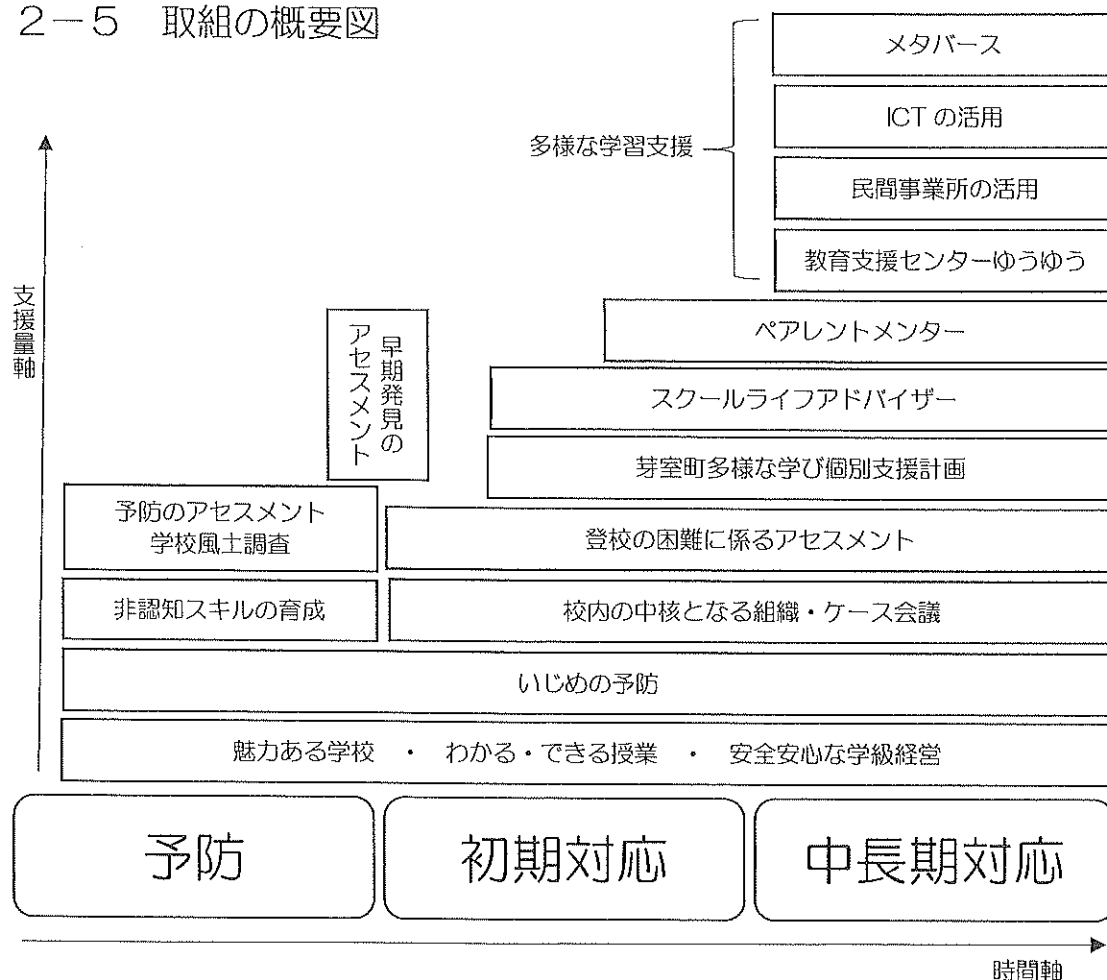
保護要因	リスク要因
学校 ・面倒見のよい支持的な成人の存在と関与 ・友だちの人数 ・学校の質の高さ ・明確な基準とルールがある ・学校に参加する強力な動機 ・教師に対する愛着、信頼、関わり ・平均を上回る学業成績	学校 ・低い学力 ・小学校3・4年生の読み書きスキルができない ・友だちからの孤立 ・いじめ被害 ・就学指導の失敗 ・学校風土の低さ（JaSC 得点）
家庭 ・効果的な子育て ・親との良好な関係 ・相手に利益をもたらすような行動の機会 ・家族構成員の安定 ・子どもに対する期待	家庭 ・貧困 ・虐待 ・一貫性のないしつけ ・愛着不足 ・保護者の依存症・精神疾患・障がい・低学歴
個人 ・コミュニケーションスキル ・問題解決スキル ・自律性（セルフコントロール） ・フラストレーションに簡単に負けない力（レジリエンス） ・自己効力感、セルフエスティーム ・やり抜く力（グリット） ・自分への高い期待	個人 ・衝動性や攻撃性の早期発現 ・感情（特に怒り）のコントロール力が弱い ・友だちからの孤立 ・発達障がい ・低出生体重 ・外国人

出典 「科学的アプローチによる不登校予防の実現」（子どもの発達科学研究所動画：令和2年度芽室町特別支援教育講演会）和久田学
「幼児教育の経済学」（東洋経済新報社）ジェームズ・ヘックマン
「いじめない力、いじめられない力」（岩崎書店）品川裕香著
「小児期トラウマがもたらす病 ACE の実態と対策」（パンローリング）ドナ・ジャクソン著
「私たちは子どもに何ができるのか」（英治出版）ポール・タフ

2-4 システムの組織相関の概要図



2-5 取組の概要図



2-6 スローガン

○赤信号が灯ってから対応するのではない、黄色信号から・青信号からの不登校支援

不登校に限らず、虐待や貧困、発達障がいや低学力も含む子どもの問題は、トラブルがいよいよ大きく顕在化する＝赤信号になってから対応すると、

- ・専門職のマンパワーを多大に必要とする
- ・対応に時間がかかる
- ・解決しない

という傾向があります。

課題が黄色信号のときから、または青信号のときから対応することで、専門職のマンパワーを必要最小限に抑え、課題のリスクを最小限に抑えることができると考えられることから、予防と早期発見早期支援の方略を明文化することを目指します。

○エビデンスのある、組織的・計画的な不登校支援を

これまでの不登校対応は「一人ひとり状況がちがう」ということに終始してきました。これでは予防ができません、対応は黄色信号・赤信号が灯ってから始まり、その内容は担当教師のキャリアとセンスと熱意で決まってきました。

そしてそれは今後も必要です。

しかし、予防につながるエビデンスのある取組を明文化し、中核となる校内組織を設置し、早期発見早期支援の仕組みである本システムを足場にそれを行うのか、何の足場もない中でそれを行うのかでは、結果にきわめて大きなちがいがあると考えます。

○学校という建物がえらいわけでない。

「学校という建物がえらいわけではない。あなた（児童生徒）は素晴らしい人間で、私たちのクラスの大切な子ども。そう考えると、教師が出向いて家でお会いしても、公民館でお会いしても、画面越しでも、そこが学校である」第1回芽室町不登校支援システム構築協議会の有識者講話の中でこのようなお話がありました。「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではない時代を迎えています。

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知 文科省：令和元年 10 月 25 日）では、「1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」の（1）において、

「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること」

とされています。



第3章 アセスメントとリスクマネジメント

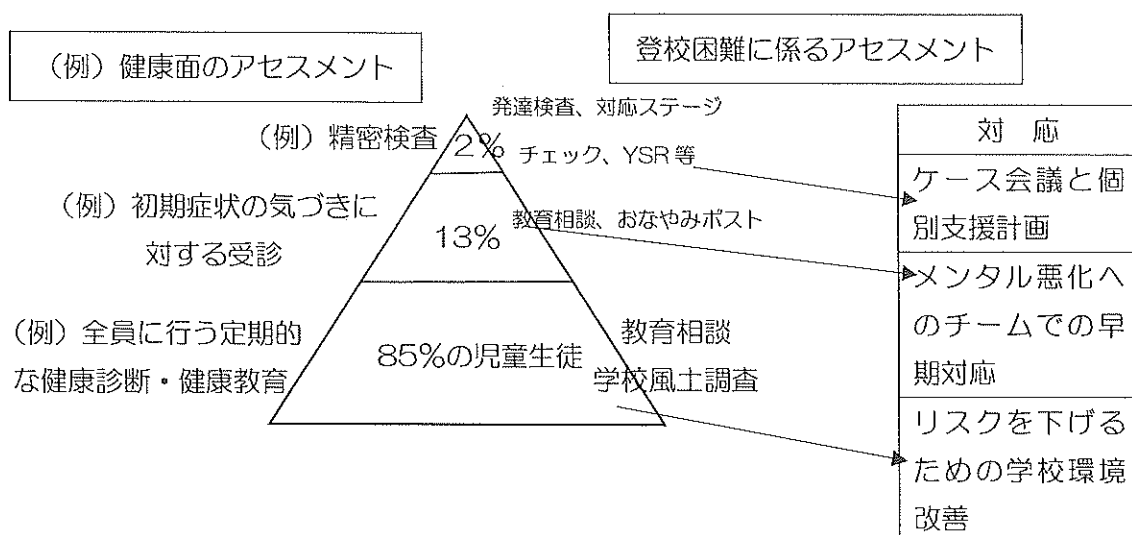
3-1 アセスメントの全体像

○不登校予防のアセスメント：学校が不登校のリスク要因を減らし、保護要因を増やしているか把握するもの

○不登校予兆のアセスメント：児童生徒のメンタルヘルスの悪化をとらえ、チーム対応を導入するためのもの

○中長期対応の精度を高めるためのアセスメント：

児童生徒の現在の状況や、児童生徒の特性や発達のタイプを知り、より本人に合ったアプローチをするためのもの



アセスメントとは、児童生徒の様子や実態を把握するためのすべての取り組みを指します。

カテゴリ	内 容
チェックシート	大人が客観的な指標に沿ってチェックすることで、チェックされる数の大小やカテゴリ別分類により児童生徒の実態を把握するもの。 どの子にも同じチェック項目を当てることから客観的に比較しやすい。
アンケート	児童生徒本人が項目に回答する形で記載する内容により実態を把握するもの。 どの子も同じ質問項目を回答することから客観的に比較しやすい。

	い。科学的な統計によるカットオフ値を持つものと持たないものとがある。(※)
直接観察	保護者や教師が直接見た中で実態を把握するもの。見る人の主観の影響を受けるが、インフォーマルな重要情報が得られやすい。
本人面談	保護者や教師が直接本人から聞き取る。
検査	発達やメンタルの状況を図る標準化された検査。

※カットオフ値とは：検査・測定の際の正常とみなす範囲とそうでない範囲を区切る値のこと。カットオフ値があると、科学的にリスクのある児童生徒を特定する値があり、カットオフ値がなければ対応する人（教師）の判断に任されている領域が広いと言えます。

3-2 予防のためのアセスメント

（1）予防のためのアセスメントの意義

リスク要因を減らし保護要因を増やすことが「予防」です。

わかる・できる授業を行い、学力を向上させ、子どもたちが安心して過ごせる学級経営、様々なコミュニケーションの機会が豊富にあり、役割や達成感を持たせて自己有用感を醸成する学級経営は、これまでも目指してきました。

予防のアセスメントでは、これまで目指してきたものがどの程度達成されているか、リスク要因・保護要因にアプローチできているのか測定（アセスメント）を行います。

そのためアセスメントは、子どもの発達や行動に影響を与えている学校環境の要素をアセスメント項目とする必要があります。「検査をしないで手術する医者はいない」ように、我々もアセスメントを基に教育的アプローチを行います。

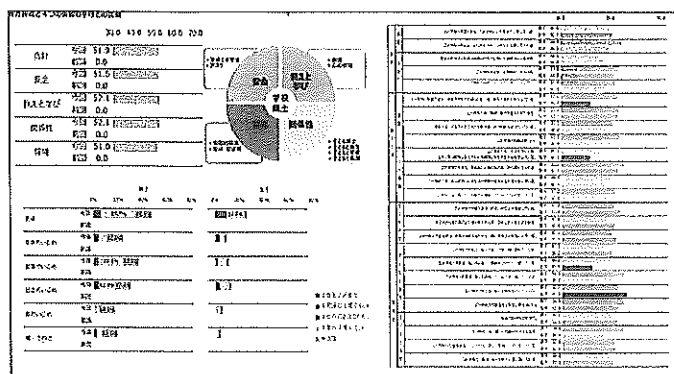
また体重計に乗るだけでダイエット効果がある場合があるように、アセスメントそのものが予防の効果を持つ場合があり、教師全員がアセスメント項目に注意を払うことは重要です。

（2）アセスメントツール 学校風土D調査

（3）概要

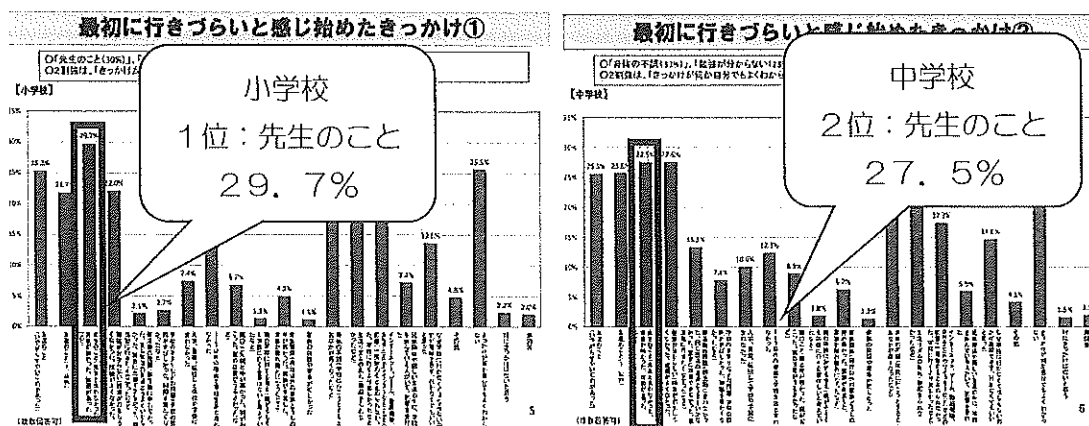
児童生徒の行動や成長に影響を与えている学校環境の要素がどれだけ機能しているか、20項目のWeb上のアンケートで測るものです。調査結果は棒グラフとカットオフ値の色分けにより、学級の状況を客観的に把握できることから、現在のクラスに最も必要な対応策を特定できます。児童生徒一人ひとりの状況は把握できません。

結果を生かし取組を行う際は、教師行動の変容が主になり、どのリスクに取組むかはカットオフ値によります。(従来のアンケート形式アセスメントツールは、結果を生かし取組を行う際には、子どもへの働きかけが主になり、どのリスクに取組むかは教師の判断によることが多かった)



【令和2年度不登校児童生徒の実態調査（文科省）～小学校6年生と中学校2年生対象】
 小学生の不登校の、最初に行きづらいつと感じ始めたきっかけ：第1位「先生のこと」
 中学生の不登校の、最初に行きづらいつと感じ始めたきっかけ：第2位「先生のこと」

↓
 学校・学級も変わらなければ、不登校の課題に対応していけない。



これまでの不登校対応

- ① 不登校傾向が顕著になってから対応開始。
- ② 学校へ行きづらくなったその児童生徒を変えようとしてきた。
- ③ 別室登校、カウンセリング、適応指導教室など、教室の外で対応。

これからの不登校対応

- ① 普段からリスクを下げる対応。
- ② 学校・学級を変える。
- ③ 教室の中の何を変える必要があるのか、科学的な所見（エビデンスベースド）を使う。

3-3 早期発見のためのアセスメント

(1) 学級経営

日常的な学級経営の中で担任の先生等は、児童生徒の表情や言動、保護者からの連絡、成績や友人関係から、リスク要因と保護要因の増減を常に把握することができます。

(2) 教育相談

児童生徒と時間を設けて個別的な面談をすることを「教育相談」「面談週間」などの名称で各学校で定めて行っています。

児童生徒の話を直接聞くことができることや、あらかじめ時間を設けていることから児童生徒から相談が出やすい場合があり、登校に係る困難の早期発見として大きな機能を持っています。

遅刻や欠席の増加だけでなく、メンタルヘルスの悪化にも注目し、有所見のあった児童生徒に対しては組織的な対応へつなげることが望ましいと考えられます。

(3) いじめアンケート

「いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査」により年 2 回のいじめの把握のためのアンケート調査が実施されており、友人とのかかわりから嫌な思いをしたことがあるか、その具体的ななかかわりの内容、現在も継続しているか等を児童生徒から直接アンケートすることで、リスク要因を早期発見できます。

(4) ひとりぼっち調査

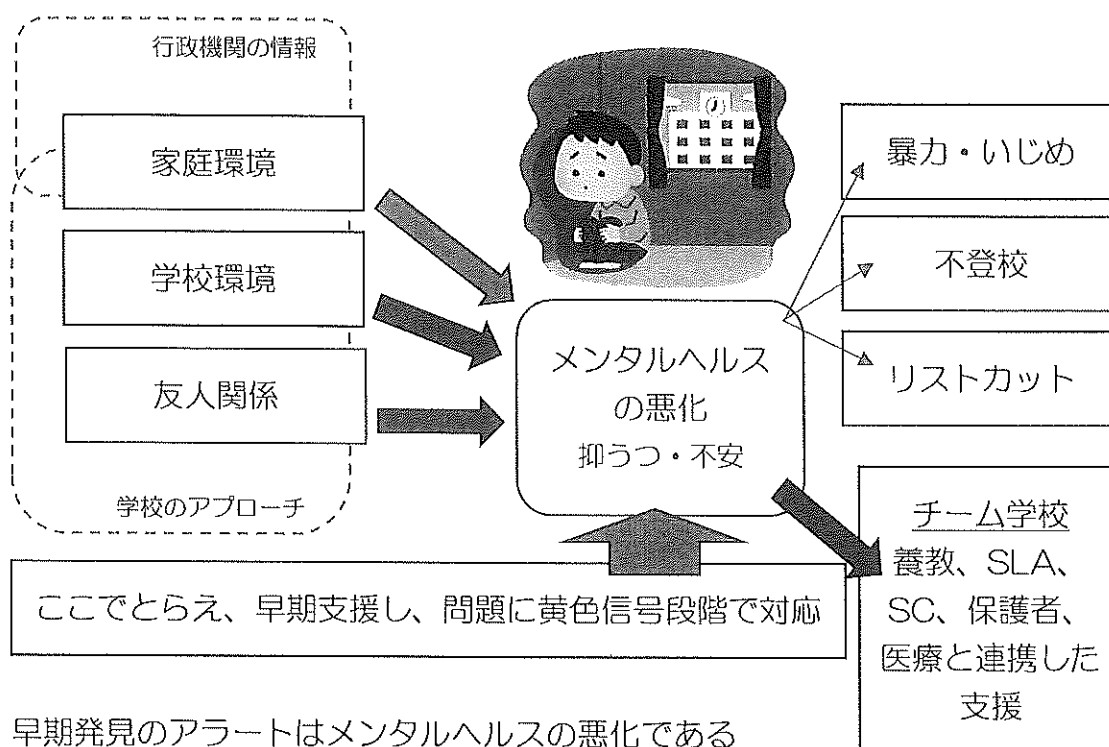
昼休みどのように過ごしたか、5 時間目のはじめにクラス全員にたずね拳手で答えてもらうことを 1 週間程度続けて、毎日のようにひとりで過ごしている児童生徒を発見することで、学級経営上の介入や個別的な配慮を検討する手法が、「ひとりぼっち調査」として知られています。

毎日のようにひとりぼっちで過ごしていることをリスク要因の現れとしてアセスメントする考え方です。「孤立」は不登校だけでなくいじめや虐待、依存症や犯罪にとってもリスク要因であることが科学的にわかっています。

孤立させ続けないアプローチを講じるときに、対象や手法を絞り込むために使用できます。費用が掛からず、年間を通して必要な時期にすぐに実施できるメリットがあります。

(5) 早期発見のためのアセスメントの意義

芽室町における、令和3年度4月～8月末の月末統計に全欠または長欠のある児童生徒29名の相談記録をさかのぼると24名に、教育支援センターゆうゆう在籍児童生徒12名中6名に、不登校以前にメンタルヘルスの悪化（身体症状の不調（頭痛、過呼吸、腹痛等）、些細なことに著しく不安がり怖がる、些細なことで激昂しやすくなる、朝トイレから出てこない、リストカット等）が見られました。



3-4 中長期対応の精度を高めるためのアセスメント

対応を行ってきたにもかかわらず、不登校が中長期（概ね90日以上）に至った場合、現在の児童生徒の状態、発達特性、メンタルヘルスの状況などをより把握することにより、対応の精度を高めることができます。中長期対応には決まったシナリオが設定しづらく、より個の状況に沿った対応が必要になることからです。

以下のアセスメントツールを活用し、児童生徒の発達や状況を把握することに努めます。その際、医療や芽室町子育て支援課職員：発達心理相談員、芽室町教育委員会教育推進課：スクールライフアドバイザーの活用や連携に留意しま

す。

項目	概要
対応ステージチェック	児童生徒の様子をとらえ、様子に応じた対応の段階を特定するために行うチェックシート。ケース会議における対応協議に資する
行動機能チェック	児童生徒が登校に困難を抱える原因を分類するチェックシート。対応の種別を特定することで、ケース会議の協議に資する。
WISC-IV	児童生徒の発達を、4つの領域「言語理解」「知覚推理」「ワーキングメモリ」「処理速度」から発達のタイプを特定する。
K-ABC II	習熟度項目があり、学力の定着度が測定できる。
YSR	Youth Self Report（行動チェックリスト）本人・保護者が行うアンケートで攻撃、内在、他責、自責、うつなど測定できる。

3-5 なぜ客観的指標を使うのか

客観的な指標のアセスメントを行う目的は、

- (1) 不登校に係るリスク要因と保護要因の状況を把握する
- (2) 不登校の児童生徒、または不登校になりかかっている児童生徒の状況を把握する

ことであり、教師の目で行われる直接観察に併せて、科学的な根拠のある指標を使用することでチームの共通理解・共通言語を生むことです。

不登校の児童生徒の中には、登校の困難さについてたずねられても、理由を言えない児童生徒もいますし、取組の中で理由が変わっていく児童生徒もよく報告されています。本人の言動だけに終始せず、客観的な指標を使用することは、この場合にも有効です。

障がいのある児童生徒が増えると、教員数が増えます。専科や習熟度別の取組には加配教諭が配置される場合があります。

不登校の児童生徒が増えても、教員は増えません。

このことから、不登校の対応はリスクヘッジ（起こりうるリスクの程度を予測して、リスクに対応できる体制を取って備えること）を大きな柱にしなくてはなりません。客観的な指標を使ったアセスメントはリスクを知る重要な手立てです。

第4章 初期対応

4-1 対象児童生徒の特定

登校に困難を抱える様子を見せ始めるときから、連続 3 日欠席（目安）、連続 5 日欠席（目安）の児童生徒を、初期対応の対象児童生徒とします。

根拠：「不登校児童生徒への支援について」（北海道教育委員会・令和 3 年 3 月 8 日付教生学第 889 号）

4-2 登校を渋る5つのカテゴリ

カテゴリ	見られる様態	対応
すくみ反応・回避行動による	原因が特定しきれない登校困難。初期にはイベント等特定の時に登校できる場合も。登校困難の原因を言及しない、または言うことが変わっていくこともある。無気力または著しい不安の様態なども。	本支援システム
家庭環境による	登校時に保護者が送り出せない、生活リズムの乱れ、保護者の精神疾患、ヤングケアラーなど。	本支援システムに併せて、要保護児童対策地域協議会、とかち生活安心センター（困窮者支援法施策）、医療との連携を要する場合がある。
起立性調節障がいによる	医療機関での診断。朝起きられない。頭痛。強度の立ちくらみ。	本支援システムに併せて、医療との連携を要する場合がある。
注目行動による	低学年に多い。保護者の仕事の休日に休むことが多い、分離不安など。	本支援システム
非行的な行動による	無断外出。非行的な友人。夜間徘徊。	生徒指導、児童相談所

4-3 ケース会議の開催

いま対象の児童生徒に復学を強くアプローチするべきか、それとも家庭での充電期間が必要なのか、学校ではない第 3 の居場所の情報を提供していくタイミングなのか、こういったことで、学校と保護者の意思が分かれたり、摩擦が生じることは、不登校の初期対応ではよくあることです。

対応の方針については、保護者を含むケース会議が、対応の方針を決める最高の意思決定機関である、という認識が、この乖離を軽減します。

またそのケース会議をより機能させるためには、事前に校内でのケース会議を要したり、第3者機関や専門職との打ち合わせを要する場合があります。

ケース会議により決定する対応の方針は、概ね次の4点を協議します。

カテゴリ	検討すべき概要	具体例
1： 居場所機能	児童生徒が日中過ごす居場所についての方針。	学校、相談室、保健室、放課後、教育支援センター、フリースクール、家庭、習い事、少年団、部活等
2： 学習機能	基礎的な教科学習に関する方針、体験的な活動に関する方針、本人がやりがいを感じ熱中する活動に関する方針。 内容だけでなく、手立て、マンパワー、教材、地域資源、または今は教科学習については提示しないという実施の可否も含めて。	タブレットでAIドリルを行う、教育支援センターゆうゆうで国語と数学のドリルから始める、調理活動の開催、プログラミング教育の機会提供、体育的イベントへの参加、教師が週1回教育支援センターゆうゆうへ出向く、教育支援センターで映画を観に行く計画を立てる等
3： 復学機能	学校に復帰するための方針、または学校には今は復帰しないという方針。	相談室登校を案内する、放課後に担任との面談に来校する、教育支援センターゆうゆうでの活動に担任も参加する、身体測定やプリントの提出などで短時間学校に出向く、家で行ったAIドリルのログを担任が手紙で褒めつつわからないところを聞きに来るよう促す等
4： 進路支援機能	(中2～中3)進路の選択に係る支援とその分担。	担任から通信制高校の情報を提供する、教育支援センターゆうゆうからも進路相談で来校するよう促す、スクールライフアドバイザーからも通信制高校へ進学した卒業生が話した内容を伝えイメージを持てるようかかわる等

以上の4カテゴリすべてに方針を持つ必要はありません。対象の児童生徒が必要としている領域に取り組みます。

4カテゴリの当面(2～3週間から1カ月程度)の目標、目標達成のための手立て、手立てを実施する役割分担、次回のケース会議日程、を定めることが、機能的なケース会議です。「芽室町多様な学び個別支援計画」にこの4カテゴリが様式化されていますので、ご活用ください。

ケース会議の結果や、支援の方針を紙面にすることは重要です。目標に対する役割分担が1枚の紙面にまとめられることで取組が「組織化」され、対象児童生徒の当面の次の一歩＝がんばりどころ＝の目標が見えることから支援が「計画的」になります。

4-4 初期対応の流れ

1 リスクの高まり		
本人	学級担任	学年・学校
☐ 保護者から登校渋りの連絡 ☐ 遅刻、欠席が増える ☐ 保健室等にいる時間が増える ☐ 表情が暗い ☐ スクリーニングでハイリスク ☐ ひとりぼっち調査ハイリスク	意識的な対応 ・学習・学級で役割や活躍の場面の調整。 ・他児童生徒と同様に適応をほめる、役割に感謝する ・クラスの学校風土向上の取り組みを確定する。 ・保護者との連絡を取り合う。家庭生活のアドバイスに終始しないで、学校の取組を先に話す。(保護者の心的負担とならないように)	・学年、指導助手、管理職と日常的な情報共有
2 連続3日の欠席(目安)		
本人	学級担任	学年・学校
連続3日の欠席 (連続〇日とは目安であり、断続的であったり、2日であっても、他のリスク要因の大きさなどと照らして判断する)	電話連絡する  ・本人、保護者から様子の聞き取り、家庭と連携。 ・日課や活動に見通しを示すような口頭連絡 ・安心させるような環境づくりを示す口頭連絡 アセスメント  以下の点を簡易に報告する準備 ・登校に係る現状 ・学力 ・友人関係 ・家庭環境 ・想定される不登校要因(複数可) ・特記すべき成育歴 ・特記すべきリスク要因・保護要因	情報共有 ・校長・教頭に報告 対応策を協議 ・必要に応じて学年などで協議をもつ ・必要に応じてスクールライフアドバイザーへ連絡する

3 連続5日の欠席（目安）		
本人	学級担任	学年・学校
連続5日の欠席 家庭訪問してきた担任と面談、または電話 （連続〇日とは目安であり、断続的であったり、2日であっても、他のリスク要因の大きさなどと照らして判断する）	家庭訪問 ・ 本人、保護者から様子の聞き取り、家庭と連携。 ・ 日課や活動に見通しを示すような口頭連絡 ・ 安心させるような環境づくりを示す口頭連絡 アセスメント ・ チェックシート 対応ステージ、行動機能 ・ 特記すべき保護要因・リスク要因 ・ <u>芽室町多様な学び個別支援計画の作成開始</u>	○学級担任を支援 ケース会議 参集：保護者 担任、中核となる校内組織 必要に応じて スクールライフアドバイザー 地域コーディネーター（子育て支援課・教育推進課） 芽室町発達支援センター 等 ・ 芽室町多様な学び個別支援計画：居場所・学習・復学・進路等の検討 ・ 次回会議日程の決定

4ー5 対応ステージチェック

別紙保護者配布資料「対応ステージチェック」を使用し、児童生徒のへの対応の段階を確認します。

保護者を中心にチェックし、より多くチェックが入る領域を特定します。様子に応じた対応（例示）をケース会議の際の参考にします。

科学的な統計やカットオフ値はありませんので、より多くチェックされた段階に注目します。

メンタルヘルスの悪化や著しい身体症状、危険行為には、即医療機関や行政・警察などとの連携を開始します。

4-6 学校についての質問紙 SRAS-C

別紙保護者配布資料「学校についての質問紙 SRAS-C」を使用し、児童生徒の登校困難の理由について確認します。

4-2にあるような登校困難のカテゴリが特定しづらい、または学校と保護者で登校困難のカテゴリに共通理解がない場合に、チェックシートでもってカテゴリを特定する際に使用します。

本人用と保護者用があり、いずれも 10 分程度で実施できます。

4-7 芽室町多様な学び個別支援計画

ケース会議での協議や、チェックシートなどアセスメントを経て、児童生徒一人ひとりに次の一定期間なにを目標にするか、その手立てと役割分担、その評価を明文化したものを個別支援計画と呼びます。

エクセルデータのタグで管理することで、一人にひとつのデータで経年をまとめられます。

すべての欄を埋める必要はありません。その子に必要な項目の、ケース会議での決定事項が記載されます。

学年機能	進捗	R3 第1回	R3 第2回	記入例

準備完了

ケース会議の結果や、支援の方針を紙面にすることは重要です。目標に対する役割分担が 1 枚の紙面にまとめられることで取組が「組織化」され、対象児童生徒の当面の次の一歩＝がんばりどころの目標が見えることから支援が「計画的」になります。

(1) 対象

登校に困難を抱える児童生徒のうち、連続 5 日以上欠席（目安）が見られ、中核となる校内組織によるケース会議が開催された児童生徒。

(2) 作成

アセスメントシートは年 1 枚作成され、支援シートはケース会議のたびに作成される。

(3) 作成者

中核となる校内組織が作成する

(4) 保管

学校が保管する。関係機関と共有する際には保護者同意のもと、学校よ

り複写を渡すことができる。卒業後 3 年間保管する。(芽室町個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成に関する要綱に準ずる)

(5) 内容

保護者を含むケース会議により決められた支援の方針、内容、手立て、役割分担、支援期間は、最大限尊重される。

本人の意思が反映されることは重要である。反面、年齢や発達の様子から登校の困難を説明しきれなかったり、本人も把握しきれていない場面も想定されることから、保護者や学校または専門機関の意見等と総合的に協議し支援内容が決定される。

(6) 中長期における役割分担

中長期に渡る支援の中で、関係機関が増えた際には、当該関係機関が支援の目標や手立てを設定する場合があり、その際には個別支援計画策定の一部を依頼することができる。

4-8 保護者配布用資料

保護者と学校が一貫した支援方針で対応することは大変重要ですが、不登校の初期対応では、学校と保護者の意思が分かれたり、摩擦が生じることも、またよくあることです。(4-3 ケース会議の開催参照)

保護者との面談・ケース会議の中で、必要に応じて使用できる配布用資料です。共通の資料で確認しながら話すことで、保護者と共通理解・共通言語を生みやすく、ケース会議を機能的に行うことができます。

テーマ
休養期・充電期って？
ゲームをどうするか
起立性調節障がいって？
HSC って？
昼夜逆転したら
進路を知ろう
芽室町 地域資源表
対応ステージチェック
学校についての質問紙 SRAS-C
教育支援センターゆうゆう
ペアレントメンターとは
復学のきっかけアイデア集
聴覚情報処理障がい：APD



別紙「配付用資料」として用意されていますので、ケース会議などでご活用ください

4-9 保護者対応に共通する最も重要なポイント

保護者も一人の人間だが、教師も一人の人間。
自分も大切にする相談対応

登校に困難を抱える児童生徒の支援は時間がかかったり、解決しえなかったり、保護者と理解や方針がどうしてもすりあわない、ということはよくあることです。

担任が一人で抱え、単に「学校に通う」ことだけを成果と考え続けると、教師にも限界があります。以下の項目を十分考慮しながら保護者と対応することはメリットがあると考えられます。

- ・チームで役割分担する
- ・専門家に相談する
- ・相談し続ける
- ・この子は無限の可能性を持った素晴らしい人間で、大切な私たちのクラスの子ども。どこにいても、この子が学び続ける環境を準備するには何ができるか考える

家庭の問題ではない

学校に来ることが難しく、拒否があり、場合によって学習上の課題や、クラスでの人間関係に困難がある。これらはすべて学校の中の問題です。

しかし、登校に至らない要因が家庭にあるように見える場合があります。

担任との面談で「お家でこうしてみてもはどうですか?」「お母さんがどうかかわってはどうですか?」と家へのアドバイスに終始したことに、保護者が傷ついたり不安を高めた報告がたくさんあります。そもそも登校の困難に対して、保護者は「私の育て方が悪かったのかしら…」「うまく登校させられない私は学校からどう見られるか…」とはじめから不安になりがちです。

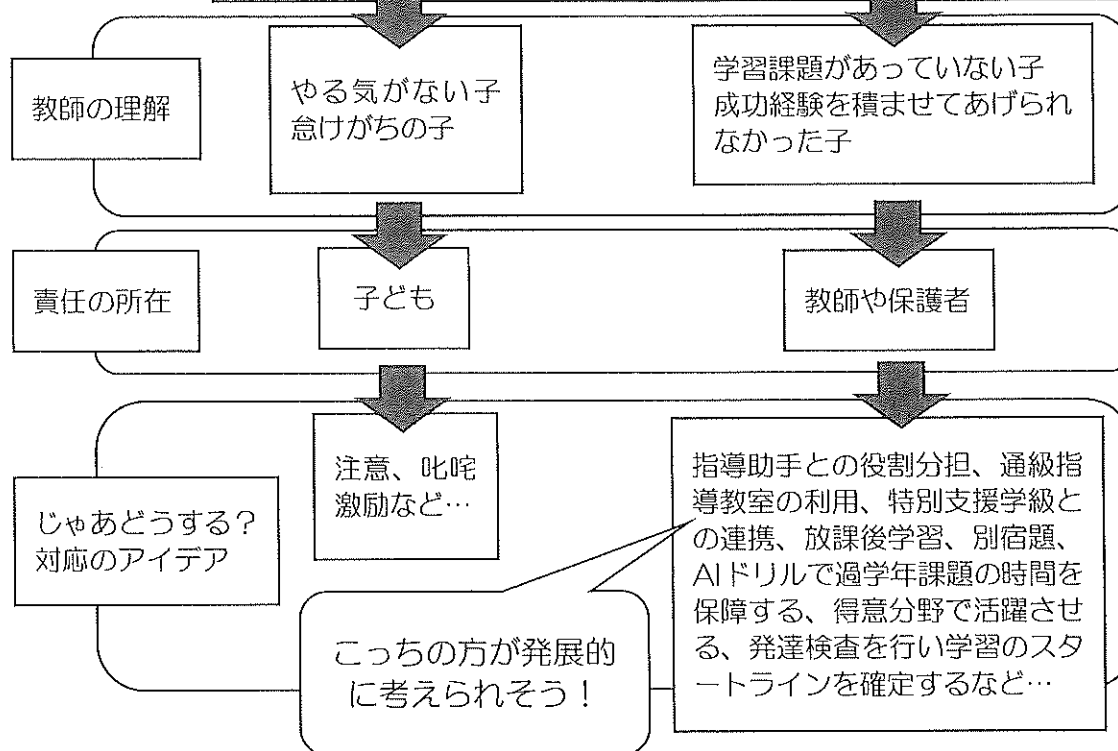
家庭の問題に収束しようとしなくて、家庭での取り組みに併せて「私たちはまずここから取組ます」「クラスでこうしてみようと思います」と、学校の取組も打ち出すことが望ましいと考えられます。そうすると保護者も助言を受け止めやすいようです。

「怠学」という概念のデメリット

(例)

数学：勉強がわからなくなり、練習問題の時間は全然できない。机間巡視で先生がたまに個別指導してくれるがわかったりわからなかったり。

毎日続く中で、机に伏せたり、別なことをしている場面が見られるようになった。学年が変わり、集中していない様子がよく見られる。



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文科省)では、不登校の理由をたずねる設問内に「怠学」があり、用語として誤りではありません。

しかし、本人が怠けているから登校しないのでしょうか。もし本当に怠けているなら、対応は注意し、叱り、励まして、「怠けないようにする」ことです。

そうではなくて、怠け(ているように見える)や無気力に至るまで保護者と学校が支援しきれなかった子ども、と思うと見えてくる支援方法があります。

NGワード集

それはちがいます

「それはちがいます」

頭ごなしに否定されても、なかなか行動を変えることは難しいものです。

保護者の言動が「原因」となって子どもの不登校などの行動が起きているように見えるかもしれませんが、その奥には、保護者は長い時間の中で取り組んできたのに解決できなかったり、ベストではないがベターな対応をしている場合があります。保護者の言動は子どもの行動による「結果」である場合がありますので、安易な否定は留意します。虐待が起きている場合は、面と向かって否定する場合としない場合がありますが、いずれにしても組織で情報共有し、通告（義務）します。

愛情をかけてあげる時間を持ってはどうでしょうか

学校では何の問題もありません

不登校の状態を「学校には取り組むことはなくて単に家庭の問題」としたケース会議は、なかなかうまくいかないものです。

本人が決めることです

本人・保護者が決めるための十分な情報提供と建設的なケース会議が必要です。

もし明日来れなかったら、もうずっと来れないように思います

本人・保護者に発破をかけるつもり先生の一言が、本人・保護者がどんな状態でもとにかく登校だけさせようとして無理をして、結果親子関係を悪化させたり、より状態を悪くさせるケースは多数あります。



第5章 中長期対応

5-1 対象児童生徒の特定

初期対応においてケース会議が行われ、目標と役割分担が更新される中でも、学びが途絶え続けている児童生徒を、中長期対応の児童生徒とします。

5-2 ケース会議の開催

「4-3 ケース会議の開催」に同じ（P14 参照）

5-3 中長期対応の流れ

① 最初の1カ月（初期対応期間を含む）	
本人	学級担任・学年・学校
本人状態像をチェック ☐ 担任の家庭訪問に 会える ☐ 生活のリズムの保 持 ☐ 断続的な登校 ☐ 別室登校 ☐ メンタルヘルスの 悪化 ☐ 寝れない ☐ 食べられない ☐ 興味あったもの への意欲を失 う ☐ 身体症状 ☐ 著しい不安また は怒り	ケース会議 ・保護者、学校、必要に応じて第3者機関（場合によっては本人も含む）のケース会議が開催され、一定期間のアプローチの指針と役割分担が更新される。 ・芽室町多様な学び個別支援計画様式の使用 ・アセスメント ・チェックシート - 対応ステージ、行動機能 - 特記すべき保護要因・リスク要因 情報共有 ・メンタルヘルスの悪化には、スクールカウンセラー、医療機関、スクールライフアドバイザーとの相談対応開始。

② 欠席日数30日以上 または断続的・部分的な登校が1カ月以上	
本人	学級担任・学年・学校
30 日以上の欠席 断続的な登校 1 カ月以上	情報共有 ・教育委員会：スクールライフアドバイザーと経過と状況について紙面を持って情報共有を開始する。 ケース会議における、情報提供 ・外部地域資源表を保護者へ提供し、多様な学びの保障と保護者支援について協議を開始する。 ・ケース会議にはスクールライフアドバイザー等第3者の参加を開始する。 ・芽室町多様な学び個別支援計画様式の使用
③ 欠席日数90日以上	
本人	学級担任・学年・学校
登校しない、または登校刺激がごく限られる生活の常態化	ケース会議 ・保護者、学校、第3者機関（場合によっては本人も含む）のケース会議が開催され、一定期間のアプローチの指針と役割分担が更新される。 ・芽室町多様な学び個別支援計画様式の使用 ・アセスメント ・チェックシート 対応ステージ、行動機能 特記すべき保護要因・リスク要因 スクールカウンセラー（道教委派遣）との相談開始 ・これまでのアプローチがいったん硬直化していることが予想されることから、新規アプローチのきっかけとして 型どおりでない、クリエイティブな支援

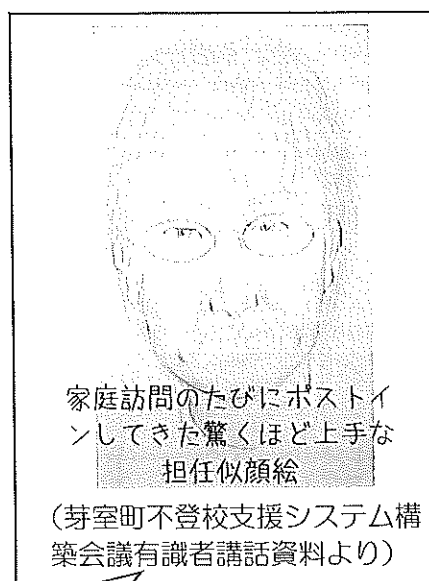
5-4 型どおりでない、クリエイティブな支援とは

家庭訪問の際に毎回会えないので担任の似顔絵のスケッチ（驚くほど上手）をポストインしてくる、毎回かぶりものをかぶって家庭訪問する、学校祭の前日の夜に学校に呼んで担任と個別学校祭をする、夜の学校できもだめしをする（令和3年度芽室町不登校支援システム構築協議会有識者講話内事例）

こういった取組は、不登校が長期化している対象児童生徒の興味関心や、対人関係、できる範囲や、家庭の協力などによって企画されることから、一律には計画できないものです。

90 日を超えてくる欠席の児童生徒には、型どおりの対応を続けていても変化が見られないことがしばしばです。チーム学校で知恵を絞ってアイデアを出し、資源を活用し、クリエイティブな試行錯誤が望まれます。

この支援には、学びを保障することに向かうメリットだけでなく、保護者に「学校はわが子を見捨てていない」という安心感を持たせられたり、対象児童生徒の頭の片隅にある「このままではよくない…」という思いにヒットする可能性があります。



わ…！と、登校に困難を抱える児童生徒の気持ちを揺さぶるクリエイティブなアプローチ

5-5 保護者支援

登校しないことが長期化する場合、保護者も様々な困難を抱えます。先が見通せない不安、子どもを登校させようとして叶わなかった疲弊、子どもが長時間家庭にいる対応での疲労、子どものメンタルヘルスの悪化や昼夜逆転への対応、学校や第3機関との連絡や調整、自責の念、夫婦間や家庭内に不和が生まれる場合もあります。

保護者が安定していることが与える児童生徒へのプラスの影響は計り知れないことから、保護者支援は重要です。

5-5-1 学校の組織的な対応

初期対応に引き続き、不登校の中核となる校内組織を中心に対応を行います。担任だけでなく、管理職、養護教諭、中核となる校内組織の担当教諭、または特別支援教育コーディネーターなどが対応に当たります。

5-5-2 スクールライフアドバイザー

教育委員会教育推進課に配置された職員で、本人面談、保護者面談、学校との相談、SNSを使用した相談、家庭訪問、中学校に相談室設置を行う相談員です。

学校は、初期対応においては必要に応じて相談し、中長期対応では欠席が30日以上になった児童生徒については、経過と状況を紙面を持ってスクールライフアドバイザーと情報共有します。

保護者支援において、学校でない立場からの保護者支援や、ケースによっては潤滑油の役割や長期に渡る継続的な保護者支援を担います。

5-5-3 地域コーディネーター

芽室町発達支援システムと特別支援教育とのスムーズな接続を目的に、現職教諭を割愛し教育委員会教育推進課と子育て支援課に 1 名ずつ配置された職員です。

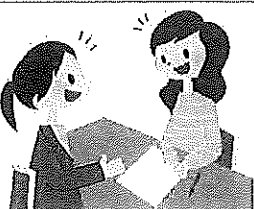
学校は、初期対応・中長期対応において、必要に応じて相談し、児童生徒支援・保護者支援において役割分担することができます

5-5-4 ペアレントメンター

「ペアレント」は親、「メンター」は信頼できる相談相手、という意味で、発達障がいの領域で、発達障がいのある子どもを育てた先輩保護者が、診断前後の混乱や不安の高い保護者を支える仕組みとして全国に広がりました。

芽室町では 10 名の先輩保護者がペアレントメンターに登録してくださっており、その中にわが子が不登校を経験した保護者もいます。ペアレントメンターの方の子育ての経験は芽室町の財産であり、現在子育てに苦労する保護者への支援を手伝っていただいています。

ペアレントメンターを起用すべき主な対象保護者	・わが子の不登校に不安が高く、先の見通しや仲間が安定に役立つと予想できる保護者。 ・面談等で話すことが不安軽減につながる事が多く、学校以外の面談の場が安定に役立つと予想できる保護者。 ・孤立感が高く、ピアサポート（同じような立場の人による支え）が安定に役立つと予想できる保護者。
ペアレントメンターの期間	保護者支援の一環であり、友人を紹介しているわけではないので、有期限であると想定している。対象保護者の安定の度合いにより期間が決まる。
ペアレントメンター起用の手順	① 保護者配布用資料「ペアレントメンターとは」を使用し、保護者に起用ニーズを確認する。面談希望日程（曜日や時間帯）を確認する。 ② 地域コーディネーター（子育て支援課）へ起用を口頭で依頼。 ③ 地域コーディネーター（子育て支援課）がメンター選出・日時・場所を調整。 ④ 実施に学校の同席は不要。実施後に必要に応じて学校へ情報共有がある。



5-5-5 欠席の連絡体制

初期対応において保護者が行っていた毎朝の欠席の連絡について、中長期になると保護者にとって著しい負担になる場合があります。

単に忙しい朝の時間に労力がかかると言うだけでなく、登校させたいのに登校させられない疲弊感、また今日も叶わなかった徒労感など、心的にも負担となることが保護者から報告されています。

児童生徒の様子から考えると「登校するときに連絡をください」という方が現実的であったり、より容易に連絡に利用できる SNS があったり、保護者の負担がやや大きいと判断できる場合は、積極的に工夫を講じます。

5-6 学校以外の居場所支援・学習支援・進路支援

5-6-1 芽室町における地域資源表

保護者配布用資料「芽室町地域資源表」

欠席日数が 30 日を超えてきた児童生徒・保護者へ、学校以外の居場所・支援に係る資源の情報を提供を開始します。

復学を目指しながらも並行して情報提供する場合や、保護者了解の下本人にも直接情報提供するなど様々なシチュエーションが考えられます。

また学校でない第 3 の機関の情報を提供することから、保護者が「学校に見捨てられた」と感じないよう、配慮が必要です。

5-6-2 教育支援センターゆうゆう

登校に困難を抱える児童生徒の個別的な支援の計画に基づき、対象児童生徒が必要とする居場所機能、学習機能、復学機能、進路支援機能等の一部を外部機関として担い、対象児童生徒の自立に資する機関です。

芽室町中央公民館の一室が会場で、職員 1 名がおり、9:30~14:30 に通所することができます。

通所に至る主な流れは以下のとおりです。

流れ	概要
1 ケース会議	中核となる校内組織が開催する保護者を含むケース会議で、教育支援センターゆうゆう利用の必要性や目的が検討され、保護者と合意形成がなされる。
2 体験の意思確認	本人は通所意思を問われてもわからない場合が多いので、「まず見に行ってみよう」と誘い、体験を企画する。

3 体験の調整	教育支援センターゆうゆうと連絡を取り、保護者本人都合と日程調整し、滞在時間や体験する活動内容について確定する。
4 体験の実施	教育支援センターゆうゆうへの通所を体験し、その後本人・保護者の意向確認、教育支援センターゆうゆうから様子の報告を受ける。
5 通所の申請	保護者が教育委員会へ通所を申請する。
6 通所の開始	通所が開始されると、教育支援センターゆうゆうから学校へ通所開始の通知が来る。
7 情報共有	教育支援センターゆうゆうへの通所状況、活動の様子について書面で報告がある。学校はその内容により、出席日数として認めるか検討し出席日数を累積する。
8 ケース会議	中核となる校内組織は、必要に応じてケース会議へ教育支援センターゆうゆうを招聘する。

5-6-3 就学指定校変更

学校教育法施行令第8条に規定する指定校変更について、在籍校で不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とすると、保護者と学校長が判断できる場合、保護者の申し出により、就学する学校を変更することができます。

中長期に渡る不登校への一つの対応策ではありますが、短絡的な対処療法とならないよう、リスク要因・保護要因の変化に留意し、事前の学校見学や説明など十分な教育相談がなされた上で取組むことが望ましいです。依然登校の困難が継続した場合を想定するなど、計画的な支援の一つとして取組むことが望まれます。

担当：芽室町教育委員会教育推進課教育推進係 0155-62-9729

5-6-4 民間事業所

保護者配布用資料「芽室町地域資源表」のとおり、帯広市内に民間の通所事業所があります。

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（元文科初第 698 号令和元年 10 月 25 日付）では「本人の希望を尊重した上で（中略）フリースクール（中略）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。その際、フリースクールなど民間施設や NPO 等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きい」「不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICT を活用した学習支援など、多様な教育機会を確保することが必要である」とされていま

す。

「別記 1 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」では、保護者と学校の間に十分な連携・協力関係が保たれており、民間事業所に通所して社会的な自立を目指すものについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携を取って判断する場合、指導要録上出席扱いとすることができるとされています。

5-6-5 家庭でのICTを活用した支援

GIGA スクール構想の推進により、児童生徒一人一台端末が整備され、AIドリル等学習ツールの整備が進んでいます。

登校に困難を抱える児童生徒にとって、有用なツールとなり得ることから、積極的に活用を推進します。

反面、登校を抑制することがないように、ケース会議で計画的、組織的に協議することが必要ですが、中長期対応においてはすでに登校がかなり限られていますので、積極的な活用の検討が求められます。

家庭でICTを使用して学習した際、登校と認められるのか。成績に反映できるのか。

このことについて、別紙1・2を本章の最後に掲載しておりますので、ご活用願います。

5-6-6 メタバースでの支援

(1) 目的

不登校になった際に、学校以外にどこにも属していない児童生徒、または教育支援センター等フリースクールに所属したが一定期間通所がなく在宅期間が長期化した児童生徒が、自宅から社会参加できたり人と関わるきっかけを得たり、または課題に取り組むことができるために、メタバースを用います。

(2) 対象

- ・30日以上欠席し、かつ教育支援センター等フリースクールに属していない児童生徒
- ・教育支援センター等フリースクールに属しているが、一定期間(概ね2ヵ月)通所がなく在宅期間が長期化している児童生徒
- ・その他、教育長が特に認める児童生徒

(3) メタバースとは

多人数が参加可能で、参加者がそのなかで自由に行動できる、インターネット上に作成された仮想空間のことです。

(4) メタバースのめざす姿

○不登校児童生徒のケース会議において、通所や通学が目標として今現在は設定できない児童生徒のうち、自宅または Wi-Fi 環境のある場所から、メタバースでの活動参加が目標として設定できる児童生徒が参加する。

○メタバースにおいて、次の 4 つ機能を発揮する。

- ・居場所機能：定期的集う場としてのメタバース。人と関わったり、自分の活動に専心することができる。
- ・学習機能：AI ドリルや先生に教えてもらいながら学習する場、または設定された体験活動を通して学ぶ場としてのメタバース。
- ・復学機能：活動を通じて、リアルな場での通所や通学につながる機能を持つメタバース。
- ・進路支援機能：中学生に対して、進路の情報を知ったり、先生と相談したりする場としてのメタバース。

○不登校初期段階の児童生徒や、通所や通学が目標として設定できる児童生徒が、容易に参加し本来めざす通所や通学を限局させることがないよう、学校が中核となり保護者を含んで開催するケース会議が当該児童生徒の支援の進捗を管理します。

○通所に至る流れは、教育支援センターゆうゆう利用と同じ流れです。

P28～29 参照。 アカウント等は教育推進課が発行します。

5-7 安否確認

保護者の協力の有無、本人の適応の状況等により、長期にわたって安否確認できない児童生徒については、学校は教育委員会に通知します。

学校教育法施行令第 20 条において、校長は、休業日を除き引き続き 7 日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学生生徒の住所の存する区市町村の教育委員会に通知することと定められています。

「資料 3-2 連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）」（26 文科初第 1479 号 平成 27 年 3 月 31 日）により、「原則として対面で児童生徒本人に会い、状況を確認する必要がある」ことを前提とします。

安否確認がままならない児童生徒の場合、要保護児童対策の観点を重複することが多いことから、関係機関との連携に特に留意する必要があります。または著しい精神的な疾患様態から会えない状態が生じる場合もあることから、医療との連携に特に留意する必要があります。

要保護児童とは

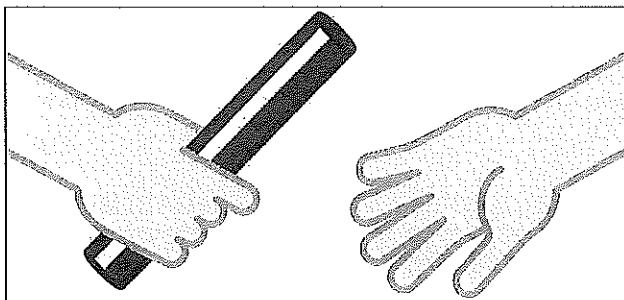
児童福祉法第6条の3に定義される「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」を指し、この場合の児童とは18歳未満を指します。適切な養育を受けていない児童、被虐待児童が含まれ、この対応を所管する「要保護児童対策地域協議会」が各自治体に置かれる、としています。芽室町では子育て支援課が所管課です。

要保護児童を発見した際には、またはその疑いがある場合、学校は要保護児童対策地域協議会への通告の義務があります。(児童福祉法第25条、児童虐待の防止に関する法律第5条・第6条)

5-8 次のライフステージの支援者との引継ぎ

小学校から中学校への進学の際、または中学校卒業後の進路先の機関と、引継ぎを行います。

その際には、保護者同意のもと、すでに作成された芽室町多様な学び個別支援計画を活用し引継ぎを行うことができます。先の機関が可能であれば、データでの引継ぎができると、エクセルでタグ分けされたこれまでの経過全てを伝えることができます。



5-6-5 別紙1

自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、自宅等で ICT 等を活用した学習活動を行い、社会的自立に向けて懸命に学習を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として積極的に評価していくことが重要です。

当該児童生徒が登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、校長は、指導要録上出席扱いとすることができます。

2 出席扱いにできるための要件（すべてを満たすことが必要）

1	保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
2	学習活動とは、ICT や郵送、学校が家庭訪問時等に提供した教材・題材などにより提供される学習活動であること。
3	訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。
4	学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
5	校長は、対面指導や学習活動の状況等について、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、ケース会議を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
6	当該児童生徒が教育支援センターやフリースクール等において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。

3 具体例

- ・民間業者が提供する ICT 教材を活用した学習。AI ドリル、プログラミングソフトウェア等。
- ・Classroom 等を通じて学校から配信された課題に取り組む学習。
- ・Classroom 等を通じて教育支援センターから配信された課題に取り組む学

習。

- ・ Meet 等を通じて自宅へ配信された在籍校の授業に取り組む学習。
- ・ オンラインでの健康観察、教育相談、面談等。

4 留意点

- ・ この取扱いは、不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。そのため、ケース会議に参加するすべての機関の合意形成のもと行われること。
- ・ 要件3の対面指導とは：在籍校の教員や教育支援センター、スクールライフアドバイザー、スクールカウンセラーが、ICT機器の利用方法や日常的な学習（内容や時間等）について、指導するもの。
- ・ 要件5の定期的とは：概ね1ヶ月に1回以上であること。
- ・ 出席扱いとしたとしても、必ずしもすべての教科・観点について評定を記載することを求められるのではないが、児童生徒の学習状況を所見欄に文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。

5 指導要録上の記載方法

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日）を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所した学校外の施設名を記入すること。

出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 退席等の日数	出席しなかった 日数	欠席日数	出席日数	備 考
1	206	2	204	58	146	教育支援センターゆうゆう 96、自宅 50
2						
3						

6 参考資料

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年10月25日）（別記2）不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、教育支援センターやフリースクール等の学校外の期間や自宅等において、社会的自立に向けて懸命に学習を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として積極的に評価していくことが重要です。

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月31日）においては、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行った学習の成果が成績に反映されるようにすることとしており、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）により、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置が行われたことを踏まえ、文部科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を推進し、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進するものです。

2 学校教育法施行規則の一部改正 文部科学大臣が定める要件 (すべてを満たすことが必要)

1	学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。
2	学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。
3	学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切なかかわりを維持するよう留意していること。

3 具体例

- ・タブレットを活用して、教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映。
- ・学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センタ

ーで学習し、その成果を成績に反映。

- ・教育支援センターやフリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、直接連絡を取れる体制を整備したうえで、教育支援センターやフリースクールで学校課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映。

- ・民間の e ラーニング教材を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターやフリースクールの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映。

4 留意点

- ・学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合に、成績に反映すること。必ずしもすべての教科・観点について評定を記載することを求められるのではないが、児童生徒の学習状況を所見欄に文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。

また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。

5 参考資料

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 10 月 25 日）

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」（令和 5 年 3 月 31 日）

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」（令和 6 年 8 月 29 日）

第6章 予防の取組

6-1 予防とは

不登校と関係するリスク要因を減少させ、保護要因を増加させることが「予防」です。

不登校と関係するリスク要因、保護要因は第2章 2-3参照（P4～5）

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（元文科初第698号令和元年10月25日付）では、不登校が生じないような学校づくりとして、

- （1）魅力あるよりよい学校づくり
- （2）いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり
- （3）児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- （4）保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築
- （5）将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

が必要であるとしています。

6-2 予防をアセスメントする

リスク要因を減らし、保護要因を増やす学校の取り組みが成果を上げているか、次に重点とする内容はどれか、客観的なアセスメントツールも使用しながら取り組むことについては、第3章参照。（P9～P13）

6-3 学力

学業の不振が認められた不登校児童生徒は15.2%であると、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和5年度）により報告されています。

また令和3年度中1ギャップ問題未然防止事業による芽室中学校生徒アンケートによると、学習に壁（授業内容、授業スピード、シビアな評価等）を感じた中学生はかなり多数いることがわかりました。

新しい時代の特別支援教育（有識者会議）によると、通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と、多様な学びの場を、現在の児童生徒の実態に応じて柔軟に行き来することができる体制づくりが、個別最適な学びには必要とされています。また芽室町教育委員会が配置する教育活動指導助手の支援、教育支援センターゆうゆうの設置も、多様な学びの場づくりに活用できます。

6-4 人間関係

いじめ以外の人間関係の問題が認められた不登校児童生徒は 13.3%であると、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和5年度）により報告されています。（いじめによる不登校は 1.3%）

学級におけるコミュニケーション力のタイプや到達を、「子ども理解支援ツール「ほっと」」を使用しながらアセスメントし、次の学級でのアプローチを検討することができます。

※子ども理解支援ツールほっと

北海道教育委員会が発出する、「児童生徒理解」の充実を図るため、児童生徒のコミュニケーションスキルを測定するツール。北海道医療大学と共同して開発。児童生徒のアンケート形式により、13 項目のコミュニケーション領域がレーダーチャートやグラフで表示されます。

6-5 中核となる校内組織の情報共有

各学校における、中核となる校内組織が情報を共有し、不登校対応に係る共通理解を図る機会を年 1 回設けます。

- | | |
|---------|---|
| (1) 主 催 | 芽室町教育委員会 |
| (2) 参 集 | 芽室町立学校の教頭、不登校に係る中核となる校内組織担当職員 |
| (3) 回 数 | 年 1 回 |
| (4) 内 容 | 芽室町不登校支援システムに係る共通理解
各学校の対応状況等の情報共有
事例検討 等 |

6-6 ライフステージをまたぐ際の取り組み

6-6-1 幼保小連携

芽室町スタートカリキュラムによるスムーズな幼保小間の接続、芽室町発達支援システムによる発達に支援を要する児童への丁寧な引継ぎ、により、ライフステージをまたぐ際のギャップを軽減します。

特に発達に支援を要する児童や、一人一人に必要な配慮のスムーズな接続は、不登校のリスク要因の一つである「就学指導の失敗」を軽減することになります。

6-6-2 小中連携

小中学校 9 年間に一貫性のある教育課程の編成が、将来自立する児童生徒にとって有用であることに加え、中 1 ギャップといわれる校種間での適応上の課題を軽減します。

芽室町においては、令和 3～5 年度より、中 1 ギャップ問題未然防止事業（北海道教育委員会）の指定を受け、中 1 ギャップ問題の未然防止に係る連携及び取り組みを明確にする事業を推進し、芽室町小中一貫教育方針が策定されました。

6-7 非認知スキルの育成

近年、幼児教育の重要性がクローズアップされ、幼児教育無償化や全国に幼児教育センターが設置されるなど様々な取り組みがなされています。この取り組みの根拠には、非認知スキルの育成が子どもの将来の成功と密接なつながりがある、ということが科学的に実証されています。

非認知スキルとは

読み書き計算のような数値化しやすい認知スキルに対して、「学びに向かう力や姿勢」の能力のこと。具体的には以下のような力が列挙される。

- ・コミュニケーション力。仲間と協調する力。
- ・ねばり強くやり抜く力（グリット）一つの活動に長期間集中する能力。
- ・ストレスへの弾力性（レジリエンス）不満や失望に折り合いをつける力。
- ・自制心（長期的な幸福のために短期的な楽しみを控える）

OECD では社会情動能力と言い表される。

6-8 ストレスマネジメント教育・自殺予防教育

自殺対策基本法を受け、学校における児童生徒の自殺予防の取組が様々になされてきていますが、しかし近年、児童生徒の自殺は増加の一途（自殺者全体の総数が減少傾向）であり、極めて憂慮すべき状況が続いています。また人の目の届きにくいSNSを利用したトラブルなど、これまでの対応が届かない時代の変化もあります。

希求的援助要請のスキルの指導や、互いに支え合うスキルの醸成、ストレスに対応していくスキルの指導は、自殺予防教育として教科横断的に行われますが、不登校の予防にとっても大変重要な取り組みとなります。

	単元	自殺予防教育プログラムの実施学年・時期・各教科
A 援助希求的態度の育成	①相談しやすい人間関係	2学年/6月/道徳（相互理解） 3学年/6月/道徳（友情・信頼） 全学年/6月、10月/特別活動（学級活動）
	②相談しやすい方法	2学年/6月/道徳（相互理解） 3学年/7月/道徳（集団生活） 全学年/6月、10月/特別活動（学級活動）
	③相談しやすい会話の仕方	全学年/5月/国語（話し方） 全学年/6月、10月/特別活動（学級活動）
B 心（心の健康）	①自殺予防の知識	1学年/2月/保健体育（心の健康） 全学年/6月、10月/特別活動（学級活動）
	②心身が不調な時の対応	1学年/2月/保健体育（心の健康） 全学年/6月、10月/特別活動（学級活動）
C ストレス対処能力の育成	①楽観的に考え直す	1学年/2月/保健体育（心の健康） 全学年/6月、10月/特別活動（学級活動）
	②将来に目を向ける	3学年/11月/特別活動（学級活動） 全学年/6月、10月/特別活動（学級活動）
	③自分に置き換える	2学年/7月/道徳（自由と責任） 全学年/6月、10月/特別活動（学級活動）
	④失敗を見つめ直す	全学年/7月/特別活動（学級活動） 全学年/6月、10月/特別活動（学級活動）

令和3年度芽室中学校自殺予防プログラム実施計画

6-9 学校でできるその他の予防策

6-9-1 長期休業日明けの工夫

文科省通知（令和3年6月23日）「児童生徒の自殺予防の取組について」では通知の冒頭に枠で「児童生徒の自殺は学校の長期休業明けに増加する傾向があることを踏まえ」と強調されるほど、長期休業明けは負荷が予想されることから、学校としてその対応が求められています。

自殺のみならず、長期休業明けに児童生徒にかかる負荷の軽減を工夫することは、不登校予防の一助になると考えられます。

有識者より

○長期休業中の宿題が終わっていないことを非常に気に病む子たちが一定数いる。宿題は、学期明けの1週間を提出期限とすると、宿題が済んでなくてもその期間内に救済できる。

通知で例示されているもの

- 長期休業の終了前に、不登校やその予兆、いじめを受けた児童生徒の心身の状況の変化の有無に注意する。
- 「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行う。

- GIGA スクール構想で整備された一人一台端末を活用し、児童生徒の心身の状況の把握や、スクールカウンセラー等によるオンラインカウンセリングの実施等を検討する。
- 保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の変化について、積極的に学校や相談機関に相談するよう、学校や相談機関・相談電話の相談窓口を周知しておくこと。